様式第5号（第5条関係）

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

国民健康保険特別療養費の支給に係る事前通知書

国民健康保険法第54条の3第1項又は第2項の規定により、貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付より療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することになりますので、同条第3項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

１　特別療養費の支給対象者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　　名 | 住　　　　　　　所 | 生　年　月　日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

２　日付

　　　　　　　　　　年　　月　　日

〈注意事項〉

(1)　特別療養費の支給対象者は、医療機関の窓口で医療費を全額支払っていただきます。後日、申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。

(2)　次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し療養の給付等を行います。

　・滞納している国民健康保険税を納めたとき。

　・災害その他特別の事情が生じたとき。

　・原爆一般疾病医療費の支給等の受給者に該当したとき。

　・丸亀市国民健康保険特別療養費の支給等に係る取扱要綱第11条のいずれかに該当したとき。

(3)　上記対象者の資格確認書が発行されている場合は返還してください。マイナンバーの紐づけがされていない場合は、従来の資格確認書に代えて資格確認書(特別療養)を交付します。

（教示）

(1)　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、香川県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、通知のあった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(2)　(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被告として(訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア　審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

イ　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。